

令和 6 年 11 月 会 議
第 17 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 6 年 11 月 26 日 (火)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫
議席番号 8 番	木 村 寛		

欠 席 委 員

議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 10 番	橋 本 久 男
----------	---------	-----------	---------

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当	山 田 英 毅
第 2 地区担当	峯 山 健 吾

欠 席 推 進 委 員

第 3 地区担当	志 澤 輝 彦
----------	---------

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 29 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 30 号	非農地証明願について
議案第 31 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 32 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
報告第 8 号	専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	峯 山 哲 夫
次 長	三 枝 利 行
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史

9 時 37 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。ただ今より令和 6 年 11 月第 17 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、7 番早川 晴子委員、第 3 地区志澤推進委員におかれましては所要のため欠席の連絡をいただいております。

現在橋本委員とちょっと連絡がとれません。したがって、現在の委員数は 11 名、推進委員は 2 名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、8 番木村委員、9 番金子委員のご両名にお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、非農地証明願にかかる資料 1、農地法第 5 条にかかる資料 2、協議会資料、本日皆様の机の上に、諸般の報告、農政時報をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。12 月 1 日、消費者交流会、さがみ農業協同組合集出荷場において、会長が出席される予定でございます。18 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 1 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 6 年 12 月（第 18 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。25 日、令和 6 年 12 月（第 18 回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 5 条許可申請 1 件 396 平方メートル、非農地証明 1 件 396 平方メートル、農用地利用集積計画決定 3 件 3,275 平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明 2 件 12,846 平方メートル、法第 3 条届出 1 件 54 平方メートル、法第 4 条届出 2 件 268 平方メートル、法第 6 条農地所有適格法人の事業等の報告 1 件 9,997 平方メートル、農用地利用状況報告 2 件 4,381 平方メートル、でございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹)総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号5番でございます。申請人及び申請地は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]番、地目畑、地積396平方メートルでございます。転用目的は駐車場でございます。転用理由は事務所に隣接する駐車場確保のためとでございます。権利の種類につきましては所有権の移転、農地の区分につきましては第3種農地でございます。場所につきましては、案内図をご参照願います。また、別冊資料1で申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事は特に行わず、物置を撤去するのみと申請されています。この農地は平成28年の農地パトロールで駐車場・倉庫として違反転用されていることを確認し毎年通知しております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。 11番 大塚委員

○11番(大塚 秀一君)本件について11月19日、第4班私のほか、宇野委員、早川 新市委員、峯山推進委員と事務局3名の計7名で現地調査をいたしました。本日の審議案件は、同日、同メンバーで現地調査を行いましたので、以後、割愛させていただきます。

現地は全面アスファルト敷きされ、物置が設置されている状態で、農地として適正に管理されているとは言えない状況でありました。4班といたしましては、許可相当とすることは難しいと判断します。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

(参考人着席)

○議長(古塩 貞夫君)参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人() 土地の所有者、 さんの代理人として今回来ました 、私、 と申します。よろしくお願いします。

土地の選定理由及び今の状況を説明します。事務局には、過去の写真等を提出していますが、本件の土地、国土地理院の所有の航空写真で確認できる1977年12月22日、昭和52年時点の航空写真、すでに非農地として、敷地南側に倉庫、西側に駐車場、北側に綾瀬市消防本部が管理する40トンの防火水槽用地として、既に利用されていて、その後、航空写真、1983年10月25日、昭和58年にも同様の利用、その後1988年10月19日、昭和63年の写真、これ全体のアスファルト敷きの駐車場として継続的に利用され、その後2007年10月28日、平成19年にはですね、南側に倉庫、アスファルト敷きの駐車場として、継続的に利用されています。農業委員会から無断転用と指摘を受ける1年前の2015年5月6日、平成27年も同様に、南側に倉庫、アスファルト敷き駐車場、40トンの防火水槽用地として利用しています。この時点ですでに非農地として38年間経過して、神奈川県の実用指針に基づく非農地の一般基準、立地基準を全て満たしている土地であります。なぜこの時点で農業委員会が無断転用として、是正指導を行っているのかは、いまいち状況がわからないというところです。本来この時点で非農地として処分すべきではなかったかなと感じています。その後2024年、令和6年に至る47年間、非農地として継続利用されています。農地に復元する必要性がない土地ということも考えており、本件土地はすでに47年間、非農地利用されてきた土地であり、当然神奈川県の実用指針に基づく、非農地の要件にも、一般基準、立地基準ともに、是正指導を受けている土地という以外では、全ての要件を満たしている土地です。農用地区域でもなく、北側は市街化区域で、本件東側は店舗、南側は住宅、西側は貸し駐車場で、隣接地に農地等がなく、農業用水路等も存在しない。また、今回非農地も、同時に申請をしているんですが、所有者、これ相続人である なん

ですが、本件土地従来所有者の兄[]が令和6年4月14日に他界して、本件土地を相続したそうです。この方[]に関しては農地法違反、いわゆる無断転用を行っている者、いわゆる人ではないということです。また、非農地の後、相続税の支払いのために、本件土地を売却する予定でいます。

以上のように本件47年も非農地として利用されていて、基本的には農地法2条第1項に規定する農地等に該当しない土地とするというふうに考えております。なので、今回非農地の証明と、農地法5条、両方出している状況なんですけど、綾瀬市農業委員会の事務局としては、違反指導を行っている土地には、非農地証明が出せないということと、本来、5条も違反転用していると、許可を受けられないというように県からも言われているということだったんですが、それは本来その土地に関して言っているものであって、本来の[]さんというのは、違反転用者ではないという点を考慮して、今回、5条になるのか、非農地になるのか、両方の申請をしているという状況です。以上になります。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。 1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）2点ほどお聞きします。繰り返しになってしまう点もあろうかと思いますが、1点目はですね、譲渡人が違反転用だという土地を是正しない理由、先ほどおっしゃっていましたがその辺をもう一度お願いをしたいと思います。もう1点はですね、これも先ほど説明はあったようなんですけども、非農地証明についても出されておりますが、その辺は同時に出されている、その申請を同時に出された理由をもう1回お聞かせをいただきたいと思います。

○参考人（[]）非農地を出している理由としまして、先ほどちょっと説明しましたが、もう既に47年間、非農地として利用していて、立地基準、今神奈川県基準に照らし合わせても、もう既に農地ではないというふうに考えていますので、非農地の申請をしています。今後の土地利用に関しても、もう既に農地ではないという解釈できますので、これを、いわゆる元に戻して農地にするという、意思がすでにございません。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたし

ます。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございます。

(参考人退席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）本件につきまして、地元委員として発言させていただきます。11 月 18 日、私も事務局の職員 2 名と現地確認を行い、申請人に直接お会いしてきました。許可申請地は全面アスファルト敷きされていて、物置が一部設置されている状況でした。亡くなられたお兄さんが、先ほども話ちょっとありましたけども、4 月に亡くなられて、管理していた農地で、是正通知についての内容を今度の■■■■さんは把握されていないようでしたが、違反地ということで、許可相当とすることは難しいだろうと考えています。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 5 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手なしということで、本件は不許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

それでは、日程第 2 号、議案第 30 号、非農地証明願について、整理番号 2 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。議案第 30 号、非農地証明願について、整理番号 2 番でございます。申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、現況雑種地、地積 396 平方メートルでございます。議案第 29 号と同じ申請地でございます。神奈川県では、農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針を定めており、現況が農地ではなく、農地法違反の是正指導を受けておらず、かつ復元が困難と認められる農地については、各農業委員会の判断により、農地法の対象から除外する「非農地」とすることが

でき、本件はその証明願いがあったものでございます。

現況は雑種地及び駐車場で、非農地理由は、昭和 61 年頃から駐車場として利用されているためと願ひ出がありました。この場所につきましては、平成 28 年の農地パトロールにおきまして、違反転用されている農地として確認し、毎年是正通知を送付しています。したがって、神奈川県で定めております農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針に適合してございません。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、9 ページをご参照願います。なお、配布させていただいております別冊資料 2 に現況写真等を掲載してございますので併せてご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。 11 番 大塚委員

○11 番（大塚 秀一君）議案第 29 号の農地法第 5 条の許可申請と同じ申請地であります。この非農地ですね、現地は全面アスファルト敷きされ、物置が設置されている状態でありました。違反地であるため、4 班といたしましては、許可妥当とすることは難しいと判断します。皆様のご審議よろしく願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。本件についての地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。議案第 29 号の農地法第 5 条の許可申請と同じ申請地であります。現地は、全面、アスファルト敷きされ物置が設置されている状態です。平成 28 年度から違反農地として是正通知を何回か出しているんですが、相変わらず変わらないという状況です。よって、非農地証明書の発行は不可と判断します。皆様のご審議よろしく願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。非農地証明願について、整理番号 2 について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手なしということで、本件は不許可となりました。

次に、日程第 3 号、議案第 31 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
整理番号 43 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 43 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 28,279 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積 798 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 31 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑 1,288 平方メートル、利用集積による畑 26,991 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 340 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。 11 番 大塚委員

○11 番（大塚 秀一君）現地の状況は、キャベツを収穫している状態でした。第 4 班としては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 2 地区 峯山推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）本日審議がなされております、農地利用集積計画決定事案について、11 月 19 日に第 4 班に同行させていただき現地確認したことをご報告させていただきます。以後を割愛させていただきます。

現地の状況は、先ほど第 4 班の代表委員が述べられたとおり、キャベツが作付けされており、農地として適正に管理されておりました。借人は、園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。トウモロコシ、キャベツ部会に加入しております。以上のことを踏ま

えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 43 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 44 番を審議いたしますが、整理番号 44 番、45 番の 2 件は申出人であります賃借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 44 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 15,215.82 平方メートル、申出地は[REDACTED]、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 25 年、5 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。貸人は、200 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 45 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は、[REDACTED] 外 1 筆、地目畑、地積合計 1,486 平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 44 番と同一でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、60 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付け

を行いたいとのことでございます。

この2件の賃借人の状況でございますが、年齢は■歳、自作の畑3,830.82平方メートル、利用集積の畑11,385平方メートルを適切に耕作しており、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の3名で、従事日数は330日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告願います。 11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君）現地の状況は■はキャベツが作付けされていまして。次のページの、■はキャベツ、ブロッコリー、■はサニーレタスとハクサイなどが作付けされていまして。第4班としては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は先ほど4班の代表委員が述べられたとおり、整理番号44はネギ、ブロッコリー、45番は、キャベツ、ブロッコリー、サニーレタス等が栽培されていまして。農地として適正に管理がなされていることから、利用集積計画決定に妥当と判断いたします。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号44番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。続いて、整理番号45番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出

のとおり可決されました。

次に、日程第4号、議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号9番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号9番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[]外9筆、地目は全て田、地積合計4,695平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地にかかる農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年10月26日から令和6年11月26日まで、相続開始年月日は、令和3年2月15日で、今回が1回目の証明願でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。申請人は[]歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の3名で、従事日数は300日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。 11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君）申請地は[]外9筆の合計4,695平方メートルです。

それぞれ[]は、サツマイモ収穫後の耕うん状態でした。[]は、稲刈り後の状態でした。[]は、稲刈り後の状態で、[]は、サトイモ、タマネギ、ハウレンソウ等が作付けされていました。申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第4班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）私も[]さんに3、4回お会いして、いろんなお話をしてきたんですが、お米を作ったり野菜を作ったり、色々な種類を作りながら、今農業を頑張っています。そういう意味でこれからも、農業経営を頑張っていくという意思も確認できていますので、証明のほうお願いしたいと思います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 9 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 10 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 10 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■外 12 筆、地目は畑、田及び山林、地積合計 8,151 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地にかかる農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 3 年 7 月 27 日から令和 6 年 11 月 26 日まで、相続開始年月日は、令和 2 年 10 月 25 日で、今回が 1 回目の証明願でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。申請人は■■■歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、母、妻、子の 4 名で、従事日数は 350 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。 11 番 大塚委員

○11 番（大塚 秀一君）申請地は、■■■■■■■■■■外 12 筆の合計 8,151 平方メートルです。最初の■■■■■■■■■■は、ハウスでキュウリ栽培をされていました。次のページの■■■■■■■■■■は、ハクサイが植えられ、他は耕うん状態でした。■■■■■■■■■■は稲刈り後でした。■■■■■■■■■■も稲刈り後でした。■■■■■■■■■■は草刈りをされた後でした。■■■■■■■■■■はハウスでトマトが栽培されていたんですが、もう既に収穫後で片づいた状態でした。■■■■■■■■■■は、ハウスです。聞くと、ダイコンを栽培。■■■■■■■■■■はハウスで、キュウリ、■■■■■■■■■■はハウスで水耕栽培のトマトの作付け準備でした。申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 4 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）担当委員として、報告させていただきます。11 月 19 日に申請人にお会いし、現地の確認と今後について、お話をお伺いいたしました。

現地につきましては、第 4 班の方がおっしゃったとおりでございまして、経営の主体は、キュウリ、トマトの温室ハウス栽培、現在キュウリの収穫が一部されております。田んぼについては、きれいに刈り取りが終わっております。今後については、体が動く限り温室栽培を継続していきたいとのことで、強い意志を感じました。また、2 年前から息子さんが会社を退職し後継者となり、今後、規模を拡大するような考えもあるようです。これらのことを踏まえ、整理番号 10 番、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の発行については、問題ないと思います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 10 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

次に、日程第 5 号、報告第 8 号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（峯山事務局長）それでは、日程第 5 号報告第 8 号専決処分等についてでございます。議案書の 22 ページから 26 ページをご覧ください。本件につきまして、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 件、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 2 件、農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の事業報告等の報告 1 件、農用地利用状況報告が 2 件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告いたします。

議案書の 22 ページをご覧ください。1 の農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 件でございます。整理番号 2 番でございます。この届出は、相続により農地の権利を取得した

場合、農地のある農業委員会にその旨、届け出なければならないと農地法により規定されているため、届出があったものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。次に議案書の 23 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出、2 件でございます。整理番号 11 番と 12 番でございます。転用の内容は、整理番号 11 番は道路敷地で地積合計 57 平方メートル、整理番号 12 番は共同住宅で地積 211 平方メートルでございます。専決処分に付した日付は、記載のとおりでございます。次に議案書 24 ページをご覧ください。農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告、1 件でございます。農地所有適格法人は、毎年、事業年度終了後、事業の状況について農業委員会に報告することとなっております。1 の「法人の概要」でございます。「代表者氏名」、及び「所在地」は記載のとおりでございます。「経営面積」は、綾瀬市及び大和市で 49,565 平方メートルでございます。2 の「事業の種類等」ですが、「生産する農畜産物」は、露地野菜、「売上高」は、令和 5 年度の実績で 15,288,304 円でございます。3 の「利用権の設定を受けた農地」は、記載の通りで、合計 7,901 平方メートルでございます。次に議案書 25 ページから 26 ページをご覧ください。4 の「農用地利用状況報告」でございます。この報告は、「綾瀬市新規就農等にかかる基準」の規定に基づき、農用地利用集積計画により利用権の設定を受けた新規就農者が、就農後 3 年間その農地の利用状況を 1 年ごとに農業委員会へ提出されるものでございます。このたび、1 名の新規就農者から提出されております。以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 8 号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 6 年 11 月第 17 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 23 分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員